

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
  2. 優先的検討プロセスの全体像
  3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
  4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
    - (1) 優先的検討の開始時期
    - (2) 対象事業
    - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
    - (4) 簡易な検討
    - (5) 詳細な検討
    - (6) 評価結果の公表
  5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
  6. 国によるフォローアップ、支援措置
  7. 参考資料

## 2. 優先的検討プロセスの全体像

### 【対象事業主体】

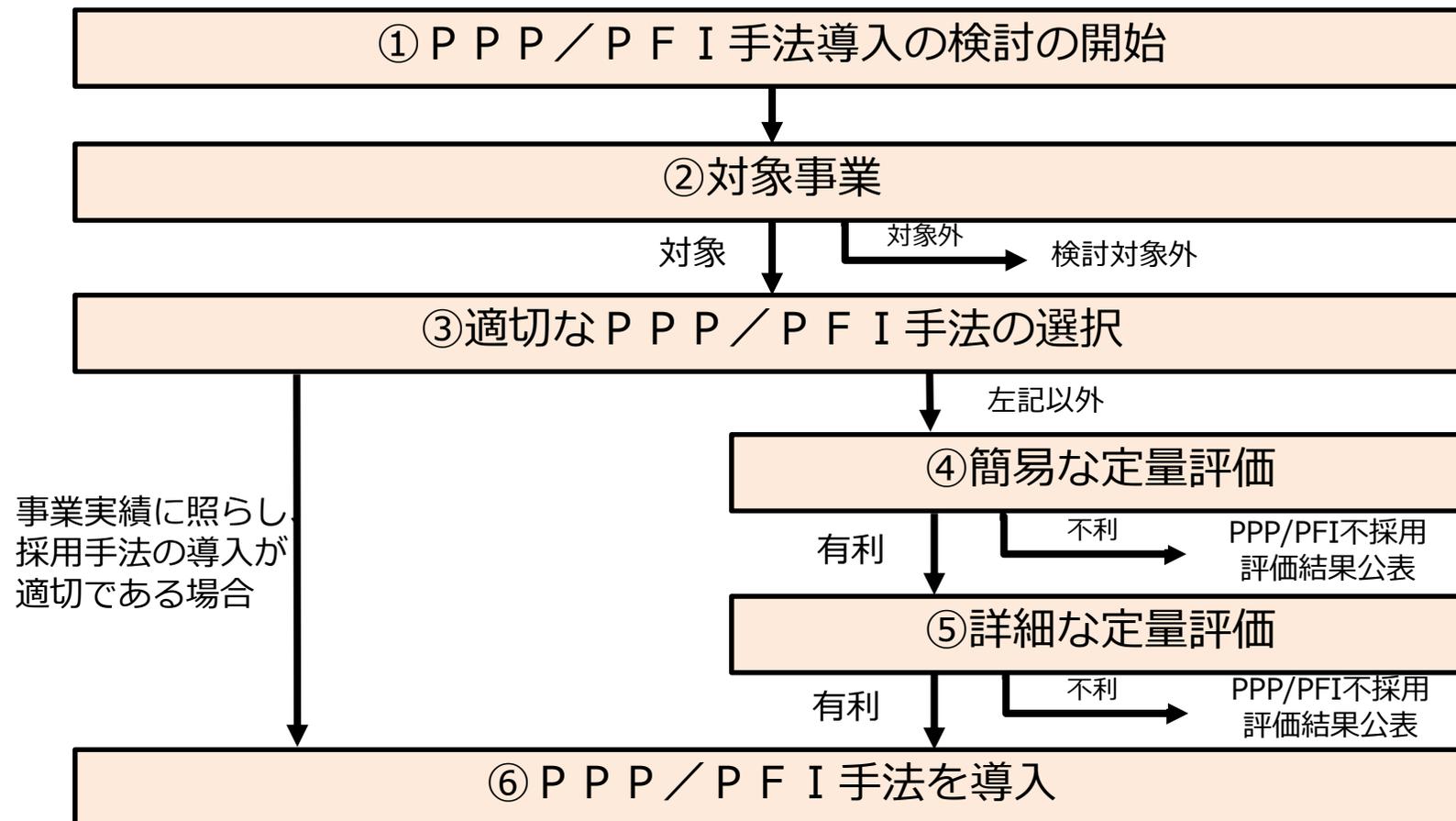
- ・ 国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

### 【対象施設】

- ・ 公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

### 【対象事業】

- ・ 整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）



## (参考)指針の周知プロセス

平成27年11月19日 PFI推進委員会（有識者会議）【調査審議】

平成27年12月15日 PFI推進会議（総理大臣を会長とする全閣僚の会議）【決定】

平成27年12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請

